

京 都 大 学 附 属 図 書 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 } (略) 2・3 }</p> <p>第3条 } (略) 2～5 }</p> <p>第4条 図書館に、図書館の管理運営に関する重要事項を審議するため、運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。 2 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。 (1) 館長 (2) 部局長 若干名 (3) 京都大学の専任教員 若干名 (4) 図書館の教員 (5) その他総長が必要と認める者 若干名 3 前項第2号、第3号及び第5号の協議員は、館長が委嘱する。 4 第2項第2号、第3号及び第5号の協議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。 5～9 (略) (後 略)</p>	<p>第2条 } (同 左) 2・3 }</p> <p><u>第2条の2 図書館に、副館長を置く。</u> 2 副館長は、<u>京都大学図書館機構副機構長のうちから館長が指名する。</u> 3 副館長は、<u>館長を補佐し、館長に事故があるときは、その職務を代行する。</u></p> <p>第3条 } 2～5 }</p> <p>第4条 } (同 左) 2 }</p> <p>(1) } (2) <u>副館長</u> (3) (同 左) (4) 京都大学の専任の教員 若干名 (5) } (同 左) (6) }</p> <p>3 前項第3号、第4号及び第6号の協議員は、館長が委嘱する。 4 第2項第3号、第4号及び第6号の協議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議員の任期は、前任者の残任期間とする。 5～9 (同 左)</p> <p>附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。</p>